

船舶事故調査報告書

平成24年7月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年11月2日（火） 08時30分ごろ
発生場所	友ヶ島水道 和歌山県和歌山市沖ノ島南西方沖 和歌山市所在の友ヶ島灯台から真方位223° 700m付近 (概位 北緯34° 16.6′ 東経134° 59.7′)
事故調査の経過	平成22年11月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{こうなぐ} 幸福丸、2.6トン WK3-20193（漁船登録番号）、個人所有 9.95m (Lr) × 2.30m × 0.70m、FRP ディーゼル機関、180kW、昭和63年11月8日 B プレジャーモーターボート ^{ワークス} WORKS、5トン未満 281-34980兵庫、個人所有 9.02m (Lr) × 2.42m × 1.02m、FRP ディーゼル機関、210kW、平成9年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月11日 免許証交付日 平成21年6月24日 (平成26年8月22日まで有効) B 船長B 男性 44歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年9月22日 免許証交付日 平成21年4月27日 (平成27年4月25日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に破口 B 右舷船尾部外板大破
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、沖ノ島南西方沖において、釣り場を移動するため、約10.5ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で手動操舵により北東進を開始した。 船長Aは、舵輪の後方に立って操船に当たり、左舷方から接近するB船を認めたが、A船の進路を避けるものと思い、船首方を見て航行を続けた。 A船は、同じ速力で北東進中、平成22年11月2日08時30分ごろ

	<p>A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、沖ノ島南西方沖において、釣り場を移動するため、約8.5knの速力で手動操舵により南東進した。</p> <p>船長Bは、舵輪の後方にある椅子に腰を掛けて操船に当たり、右舷船首方に漁船群を認め、漁船群の中にいたA船が、進路を東方に向けて発進しているのを視認した。</p> <p>船長Bは、08時29分ごろ、A船が、自船に向けて接近してくるのを認め、何かを注意しに来るのかと思って注視していたところ、A船の進路がB船の後方に変ったように見えたので、A船の船首方を通過できるものと思い、視線を船首方に移して続航中、A船と衝突した。</p> <p>B船は、本事故後、自力で帰航していたが、船首部を残して水没し、船長Bは、水没する前に付近を航行中の釣り船に救助された。</p> <p>船長A及び船長Bは、それぞれ海上保安庁に本事故の通報を行った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 薄曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期、潮流 約1.8knの南流</p>	
その他の事項	<p>船長A及び船長Bは、いずれも救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、沖ノ島南西方沖を北東進中、船長Aが、左舷方から接近するB船がA船の進路を避けるものと思い込み、船首方を見て航行していたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、沖ノ島南西方沖を南東進中、船長Bが、A船がB船に接近してくるのを認めたが、A船の進路がB船の後方に変ったように見え、A船の船首方を通過できるものと思い込み、視線を船首方に移して航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、沖ノ島南西方沖において、A船が北東進中、B船が南東進中、船長Aが、左舷方から接近するB船がA船の進路を避けるものと思い込み、船首方を見て航行し、また、船長Bが、A船の船首方を通過できるものと思い込み、視線を船首方に移して航行を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互いに進路を横切って接近する場合、適切な見張りを行い、衝突のおそれがあるかどうかの判断を速やかに行い、海上衝突予防法の航法規定を遵守して航行すること。 ・航行中は、他船の進路が自船の後方に変ったように見えても、他船が避けてくれるとの思い込みをせず、安全に通過するまで、その動静を監視すること。 	